

## 平成23年度第1回鳥取県後期高齢者医療懇話会

日 時 平成23年10月6日（木）  
午後2時～  
場 所 湯梨浜町役場 東郷支所  
2階第1会議室

---

### 次 第

---

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 事務局長あいさつ
4. 自己紹介
5. 議 題
  - ① 会長、副会長の選出について
  - ② 平成22年度後期高齢者医療制度の実施状況について . . . P1～5
  - ③ 平成23年度後期高齢者医療制度の実施状況について
    - ・平成23年度ジェネリック医薬品減額通知サービス事業の実施について . . . P6～7
    - ・平成23年度医療費通知の実施について . . . . . P8
    - ・高齢者健康づくり推進大会について . . . . . P9
  - ④ 平成24、25年度後期高齢者医療保険料率算定の考え方について . . . . . P10～13
  - ⑤ 鳥取県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（案）について . . . . . P14～19
  - ⑥ その他
- 閉 会

## 鳥取県後期高齢者医療懇話会 委員名簿

【任期：H23.4.1～H25.3.31】

区 分	所 属	氏 名	備 考
被保険者の方 (公募による)	公募委員	たか はし まさ あき 高 橋 正 晨	
	公募委員	もり もと ひろ こ 森 本 坦 子	
	公募委員	ふじ かわ とし ふみ 藤 川 壽 文	
	公募委員	あんようじ ゆき お 安養寺 幸 男	
	公募委員	の むら た か お 野 村 太カ 雄	
	公募委員	で ぐち まさ よし 出 口 政 義	
医 師 会 歯科医師会 薬 剤 師 会	鳥取県医師会副会長	いけ だ のぶ ゆき 池 田 宣 之	
	鳥取県歯科医師会副会長	た もと ひろ みつ 田 本 寛 光	
	鳥取県薬剤師会常務理事	まき た あきら 牧 田 明	
医療保険 関係者	全国健康保険協会鳥取支部 企画総務部長	わた なべ ひと し 渡 辺 仁 史	
	湯梨浜町 健康推進課長	いわ もと かず お 岩 本 和 雄	
各種団体の 代表の方	鳥取県連合婦人会常任委員	あい み さち こ 会 見 祐 子	
	鳥取県商工会青年部連合会会長	たか い きよ たか 高 井 清 貴	
	鳥取県介護支援専門員連絡協議会副会長	いけ だ のぶ お 池 田 伸 夫	
	鳥取県民生児童委員協議会評議員	すず き しげる 鈴 木 茂	
	鳥取県身体障害者福祉協会会長	ひ の かず のり 日 野 一 徳	
学識経験者	鳥取大学医学部 准教授	か とう とし あき 加 藤 とし 敏 明	

## 鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局

役 職	氏 名
事務局長	岩 垣 宝 祥
総務課長	姫 村 正 仁
総務係長	三 島 直 子
財務係長	前 田 知 代
業務課長	仲 田 穰
業務係長	尾 崎 文 彦
資格管理係長	藤 井 拓 也

## 平成22年度 後期高齢者医療制度の実施状況

### 1. 被保険者の状況

(1) 被保険者数 (平成23年3月末現在) 87,038人 (前年対比 1,472人増)

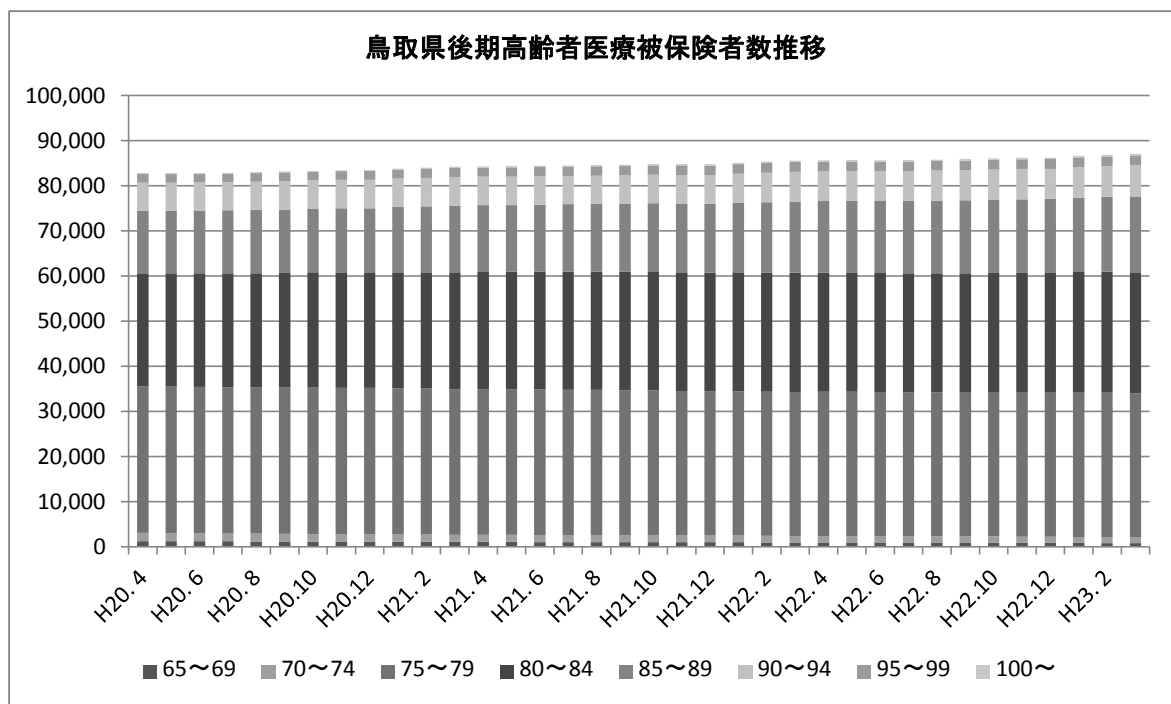
(2) 増減内訳 (22年度中の異動数) (単位:人)

増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	合計
	172	65	6,672	248	7,157
減	転出	生保開始	死亡	その他	合計
	206	160	5,209	38	5,613

(増加数) (減少数)  
年間異動数 7,157人 - 5,613人 = 1,544人

(3) 年齢区分別 (単位:人・%)

区分	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	~100歳	合計
人数	799	1,325	31,872	26,837	16,770	6,919	2,190	326	87,038
(構成比)	0.92	1.52	36.62	30.83	19.27	7.95	2.52	0.37	100



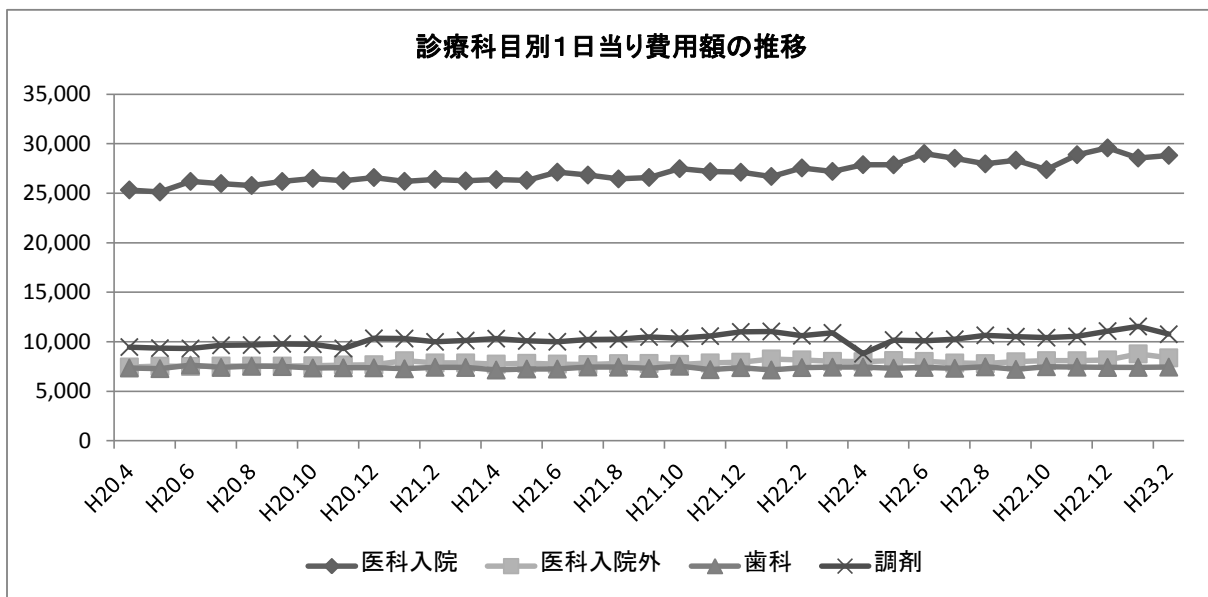
(事業状況報告A表)

2. 保険給付の状況

(1) 療養給付費等の状況

(単位：件・日・円)

区分		件数	日数	給付額	
療養の 給付	医科	入院	74,974	1,384,061	32,913,897,544
		入院外	1,257,241	2,446,532	17,631,330,710
	歯科		126,797	282,221	1,851,963,317
	調剤		739,835	1,079,573	10,035,787,909
	食事・生活 療養費	医科	69,751	3,451,177	1,538,120,890
		歯科	127	4,178	1,741,672
	訪問看護		1,829	16,623	146,382,640
	大計		2,200,676	4,129,437	64,119,224,682
療養費の支給	柔整・補装具等		13,168	123,153	180,567,735
	高額療養費（現物）の支給		51,024		1,849,994,556
	高額療養費（現金）の支給		98,039		573,623,894
	高額介護合算療養費の支給		2,890		32,776,084
	小計		165,121	123,153	2,636,962,269
	その他（葬祭費）		5,174		103,480,000
合計		2,370,971	4,252,590	66,859,666,951	



(2) 診療諸率

区分	平成22年度		平成21年度		平成20年度	
	鳥取県	全国	鳥取県	全国	鳥取県	全国
被保険者数（人）	86,122	14,097,202	84,775	13,652,318	83,331	13,232,934
対前年伸率（%）	1.016	1.033	1.017	1.032	-	-
診療費費用額（千円）	58,721,749	-	56,071,396	9,567,198,641	49,759,901	8,330,475,830
一人当たり診療費（円）	681,844	-	661,414	700,775	597,136	629,526
診療件数（件）	1,459,012	-	1,468,009	257,228,809	1,317,261	226,376,593
受診率（件）	1,694.12	-	1,731.65	1,884.14	1,580.76	1,710.71
平均日数（日）	2.82	-	2.81	2.89	2.87	2.96

※一人当たり診療費：診療費（医科入院・入院外・歯科）計÷被保険者数

[事業状況報告年報]

※受診率：100人当たり受診（診療）件数（件数÷被保険者数×100）

※平均日数：レセプト1件当たり日数（日数÷件数）

### 3. 保険料の状況

#### (1) 保険料率

区 分	平成23年度		平成22年度	
	所 得 割 率	100分の7.71	割合 41%	100分の7.71
均 等 割 額	40,773円	割合 59%	40,773円	割合 59%
賦 課 限 度 額	500,000円		500,000円	
一人当たり保険料額	46,885円		46,398円	全国平均63,300円

○鳥取県所得係数 = 0.6987

※所得係数：1人当たり所得の全国平均を1としたときの鳥取県の数値

#### (2) 保険料収納状況(平成22年度)

区 分	調 定 額	収 納 額	収 納 率
現 年 度 分	4,106,154,500 円	4,084,938,271 円	99.48%
(再掲)普通徴収	1,246,286,400 円	1,225,070,171 円	98.29%
構成割合	特 別 徴 収	69.65 %	70.01 %
	普 通 徴 収	30.35 %	29.99 %

市町村名	調 定 額(円)	収 納 額(円)	収納率	前年度比較
鳥 取 市	1,320,729,300	1,313,790,574	99.47%	0.01%
米 子 市	1,099,359,900	1,091,589,933	99.29%	0.01%
倉 吉 市	368,397,000	366,907,040	99.59%	0.01%
境 港 市	256,725,500	254,735,700	99.22%	-0.17%
岩 美 町	90,012,500	89,384,000	99.30%	-0.45%
若 桜 町	29,379,300	29,379,300	100.00%	0.00%
智 頭 町	50,807,200	50,662,200	99.71%	0.33%
八 頭 町	110,420,300	109,732,544	99.37%	-0.46%
三 朝 町	47,111,100	47,088,600	99.95%	0.08%
湯 梨 浜 町	104,128,400	103,718,200	99.60%	-0.03%
琴 浦 町	128,705,000	128,357,000	99.72%	0.07%
北 栄 町	94,660,500	94,548,900	99.88%	0.08%
日 吉 津 村	25,597,100	25,597,100	100.00%	0.00%
大 山 町	110,241,500	109,907,180	99.69%	0.25%
南 部 町	74,738,100	74,730,000	99.98%	0.02%
伯 耆 町	81,273,600	80,979,000	99.63%	0.29%
日 南 町	52,417,500	52,388,300	99.94%	-0.06%
日 野 町	33,876,800	33,876,800	100.00%	0.00%
江 府 町	27,573,900	27,565,900	99.97%	0.10%
合 計	4,106,154,500	4,084,938,271	99.48%	0.00%

※平成21年度の収納率は99.48%。

## (3) 保険料軽減状況(平成22年度) (年度末時点)

区 分	被保険者数(人)	構成割合	軽 減 額(円)	備 考
均等割額9割軽減	18,826	20.44%	690,838,896	被保険者全員が80万円以下の世帯
〃 8.5割軽減	20,434	22.19%	715,837,958	本来7割軽減
〃 5割軽減	3,424	3.71%	77,666,026	
〃 2割軽減	6,338	6.88%	51,686,390	
被扶養者9割軽減	8,336	9.76%	305,897,856	加入する前日に被用者保険の被扶養者
均等割軽減合計	57,358	62.30%	1,841,927,126	
所得割額5割軽減	8,545	9.28%	90,433,563	
計	65,903		1,932,360,689	

※被扶養者通算人数:15,742人(9割軽減3,177人、8.5割軽減3,747人、5割軽減482人を含む)

## (4) 保険料減免申請状況

ア 平成22年度

申請件数	減免実施件数	減免却下件数	減免総額	審査中
7件	6件	1件	274,600円	0件

イ 平成21年度

申請件数	減免実施件数	減免却下件数	減免総額	審査中
12件	9件	3件	620,200円	0件

ウ 平成20年度

申請件数	減免実施件数	減免却下件数	減免総額	審査中
13件	9件	4件	429,000円	0件

## (5) 平成22年度滞納繰越分保険料(平成20、21年度分)の収納状況

		件 数	金 額	備 考
平成20年度分	調 定 額	910件	9,421,932 円	
	収 入 済 額	422件	4,669,136 円	
平成21年度分	調 定 額	2,717件	20,845,038 円	
	収 入 済 額	1,799件	11,725,524 円	
合計	調 定 額	3,627件	30,266,970 円	
	収 入 済 額	2,221件	16,394,660 円	
収 納 率		(滞納繰越分) 54.16%		平成20年度現年度収納率 99.28%平成21年度現年度収納率 99.48%
短期証交付数		178件		平成23年3月末現在

※滞納繰越分を含めた平成20年度の収納率は99.88%

滞納繰越分を含めた平成21年度の収納率は99.77%

※短期被保険者証は、平成20年度の保険料を滞納されている方を対象に21年8月から交付。

## 4. 審査請求の状況

ア 平成22年度

審査請求受付件数	取り下げした件数	弁明書提出件数	裁決審査件数
0件	0件	0件	0件

イ 平成21年度

審査請求受付件数	取り下げした件数	弁明書提出件数	裁決審査件数
0件	0件	0件	0件

ウ 平成20年度

審査請求受付件数	取り下げした件数	弁明書提出件数	裁決審査件数
23件	8件	23件	23件

## 5. 健康診査の状況

### (1) 健康診査の実施状況

市町村名	被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率	備考
鳥取市	24,759	4,516	18.24%	
米子市	18,209	5,973	32.80%	人間ドック720人を含む
倉吉市	7,910	471	5.95%	
境港市	4,906	1,017	20.73%	
岩美町	2,263	288	12.73%	
若桜町	972	413	42.49%	
智頭町	1,738	153	8.80%	
八頭町	3,120	1,217	39.01%	
三朝町	1,473	115	7.81%	
湯梨浜町	2,779	329	11.84%	
琴浦町	3,496	530	15.16%	人間ドック20人を含む
北栄町	2,408	295	12.25%	
日吉津村	418	85	20.33%	
大山町	3,475	474	13.64%	
南部町	1,961	508	25.91%	
伯耆町	2,119	393	18.55%	
日南町	1,717	141	8.21%	
日野町	981	98	9.99%	
江府町	862	190	22.04%	
合計	85,566	17,206	20.11%	

※平成21年度受診率：20.10%

## 6. その他

### (1) 医療費通知の実施状況

実施月	件数
平成22年 7月(12月診療分)	69,911件
平成22年12月( 5月診療分)	71,753件

### (2) レセプト点検の実施状況

種類	再 審 査 決 定 状 況				
	申 出	原 審	査 定	復 活	返 戻
件数	12,047件	753件	11,081件	1件	212件
点数	22,708,270点	14,424,237点	3,499,529点	140点	4,784,364点

※実施状況は、医科・歯科・薬剤のレセプトを対象に22年4月～23年3月分の累計

### (3) 疾病分類統計の実施状況

統計対象月	受給者数	件数上位の疾病
平成22年5月診療分	85,656人	高血圧性疾患、その他の歯及び歯の支持組織の障害 糖尿病

※対象月の受給者の疾病について、疾病分類表(119項目)により分類

※統計結果は、各市町村へ保健事業資料として配布

# 平成23年度ジェネリック医薬品減額通知

## サービス事業の実施について

### 1 事業の概要

ジェネリック医薬品減額通知サービスとは、現在、処方されている医薬品をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、どのくらい自己負担額が軽減できるかを被保険者の皆様にお知らせする事業です。

具体的には、平成23年5月診療レセプトから、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担金の軽減可能額が190円以上の方に、8月下旬に10,195通の軽減額に関するお知らせ(軽減可能額のお知らせ・趣旨等の案内・ジェネリック医薬品希望カードを同封)を発送しました。今後は、9月以降のレセプトからその切り替え状況等の効果検証を行います。

### 2 送付対象者

長期薬剤処方(28日以上)で、前述の軽減可能額190円以上の方を、原則、送付対象としますが、下記の方は送付除外しました。(別添 送付対象者等の状況)

- ① がん治療を行っている方
- ② 抗精神病薬服用の方
- ③ 院内処方の方

### 3 サポートセンターの設置

通知発送にあたり、各種問い合わせに対応するサポートセンターを下記のとおり、発送後、1ヶ月間、設置しました。

ジェネリックサポートセンター

フリーダイヤル 10:00~17:00(土・日・祝日を除く)

### 4 効果検証等

通知発送の翌月(9月)以降のレセプトから効果検証を行い、その結果を基に、次年度の当該事業のあり方等を検討するとともに、構成市町村での広報素材として活用することにより、今後の後発医薬品の普及に努めることとします。

### 5 参考

5月診療レセプトにおける当広域連合のジェネリック医薬品の使用状況等につきましては、下記のとおりでした。

後発医薬品使用比率 26.4%(国 平成24年度目標30%)

## ジェネリック医薬品減額通知サービス事業 に係る送付対象者等の状況

※ 本表は、ジェネリック医薬品（後発医薬品）へ切り替え可能な方が全て切り替えた場合の削減効果額である。

単位 （千円）

全体削減効果額	
～190円	～1円
49,604	57,928
(10,195人)	(20,567人)

単位 （千円）

保険者負担に係る削減効果額	
～190円	～1円
44,136	51,613

単位 （千円）

自己負担に係る削減効果額	
～190円	～1円
5,468	6,315

参 考

単位 （千円）

年 齢 別	自己負担に係る削減効果額	
	～190円	～1円
65～69歳	16	18
70～74歳	33	38
75～79歳	1,977	2,299
80～84歳	1,862	2,133
85～89歳	1,139	1,301
90～94歳	358	421
95～99歳	75	94
100歳以上	9	12
計	5,468	6,315

## 平成23年度 医療費通知の実施について

### 1、事業の概要

被保険者に医療機関等の受診状況をお知らせし、医療費に対する意識を高めることにより医療費適正化を図るため、年2回医療費通知を送付している。

平成22年度は送付対象月が2ヶ月分であったが、平成23年度は2ヶ月増やし4ヶ月分を通知することになっている。

### 2、送付について

7月と12月の年2回送付。

7月は平成23年1月、2月診療分を通知。

12月は平成23年7月、8月診療分を通知。

### 参考

平成22年度、平成23年度比較表

		通知者数(人)	通信運搬費(円)	委託料(円)
H22	7月	69,911	2,900,401	907,753
	12月	71,753	2,944,072	876,195
合計		141,664	5,844,473	1,783,948
H23	7月	76,311	3,128,751	896,689
	12月	76,500	3,116,000	875,542
合計		152,811	6,244,751	1,772,231

※H23.12月は見込額

通知対象月を2ヶ月分増やしたため、通知者数が増え、通信運搬費が増加。

## 高齢者健康づくり推進大会について

平成23年度 **実績**

開催日時	平成23年9月15日（木） 13:30～
会場	米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」
内容	【講演】「一笑一若！こころ元気に生きる知恵」 講師 鎌田 敏（こころ元気配達人 こころ元気研究所 所長） 【演芸】淀江さんこ節 淀江さんこ節保存会
参加人数	46人
後援	西部地区9市町村

## 平成24年度高齢者健康づくり推進大会 実施計画

開催日時	平成24年10月中～下旬 ※日曜日開催を検討中
会場	倉吉未来中心 小ホール ※予定
内容	【講演】高齢者の健康をテーマとしたもの 【演芸】開催地区の伝統芸能団体による演芸
後援	中部地区市町村

### 《参考》

\*平成22年度の実績\*

開催日時	平成23年1月27日（木） 13:30～
会場	鳥取市 さざんか会館 5階 大会議室
内容	【講演】「笑って健康、笑って長生き」 講師 立川らく朝（落語家、医学博士） 【演芸】佐藤松弘美（民謡歌手）とその社中
参加人数	130人
後援	東部地区5市町

## 平成 24、25 年度後期高齢者医療保険料率算定の考え方について

### 1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化を図るため、医療給付費の約 1 割を被保険者の保険料で負担するものとされている。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分（所得割）と、受益に応じて等しく賦課される応益分（均等割）から構成され、広域連合内均一保険料率とし、個人単位で賦課される。

この保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、それぞれの広域連合で定めることとされており、おおむね 2 年を通じて財政の均衡を保つことができるものとし、2 年ごとに見直しを行う。（高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条）

○平成 22 年度・23 年度の保険料率

・保険料の所得割率	100分の7.71
・保険料の均等割額	40,773円
・保険料の賦課限度額	500,000円
・一人当たり保険料額	69,105円

### 2 現状

現行の後期高齢者医療における鳥取県の給付状況（一部負担金を含む）は、平成 22 年度で被保険者数 86,122 人、後期高齢者医療費は 727 億 5,035 万円で、一人当たりの医療費は 844,736 円となっている。

また、一人当たりの医療費は 844,736 円（全国平均は 893,918 円）で、全国で比較すると第 28 位の状況であり、平成 21 年度と比べると 1 つ順位が下がっている。

〈資料〉

- ・鳥取県後期高齢者医療費状況等（別紙 1）
- ・後期高齢者医療一人当たり医療費の都道府県順位（別紙 2）

### 3 保険料率算出方法

保険料率の算出は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める基準に従って算出するものとされている。ただし、算定に用いる被保険者人口推計、後期高齢者医療に係る費用の見込額及び予定保険料収納率は、それぞれの広域連合において定められている。

〈資料〉

- ・後期高齢者医療（医療給付費）の財源構成（別紙 3）

・賦課総額の算出方法の概要（別紙4）

#### 4 鳥取県後期高齢者医療広域連合の保険料率の試算

##### (1) 保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

###### ① 被保険者人口推計

被保険者人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口」が示す数値により算出する。

（平成22年度被保険者人口	85,925人）
（平成23年度被保険者人口	87,507人）
平成24年度被保険者人口	88,636人
平成25年度被保険者人口	89,770人

〈資料〉

・被保険者人口推計（別紙5）

###### ② 後期高齢者医療に係る費用の見込額

医療給付費の伸び率の見込みについては、診療報酬などの改定が予定されており、今後の動向が推測しにくいことから、これらを加味した基準値を国が示すこととなっている。

これにより難しい場合には、広域連合で独自に計算した伸び率を使うことになっているが、鳥取県の医療給付実績から示す伸び率により推計することとする。

国数値

平成23年度から平成24年度の伸び率	5.34%（6.10%）
平成24年度から平成25年度の伸び率	4.99%（5.60%）

〈資料〉

・鳥取県後期高齢者医療費状況等（別紙1）

###### ③ 予定保険料収納率

平成22年度・23年度の予定保険料収納率については平成20年度実績の収納率99.28%で計上した。

平成24年度・25年度については平成22年度実績の収納率が99.48%であったことから、次の予定保険料収納率を用いる。

**予定保険料収納率 99.48%**

〈資料〉

・鳥取県後期高齢者医療保険料市町村別収納率（別紙6）

##### (2) 保険料に係る賦課総額の算出

賦課総額の算出は、保険料率算定に必要な基礎数値の考え方を、法律施行令等で定める基準の算出方法に用いて算出する。

**賦課総額** 12,717,250,300円

〈資料〉

・保険料に係る賦課総額の算出表（別紙7）

### （3）保険料構成比

○保険料の構成比は、次により算出する。

応益保険料：応能保険料＝1：所得係数

平成24年度・25年度の保険料算定時の鳥取県所得係数は0.6987で、

応益保険料（均等割）：応能保険料（所得割）は59：41である。

※所得係数＝1人当たり所得の全国平均を1としたときの各県の数値

○鳥取県の所得係数は前回は参考とし、0.6987で、構成比は次のとおりとなる。

**応益保険料（均等割）** 59%

**応能保険料（所得割）** 41%

〈資料〉

・保険料構成比及び保険料（たたき台）算出表（別紙8）

### （4）保険料率の試算値

**均等割額** 42,057円

**所得割率** 8.04%

〈資料〉

・保険料構成比及び保険料（たたき台）算出表（別紙8）

## 6 添付書類

- 別紙 1 鳥取県後期高齢者医療給付費状況等
- 別紙 2 後期高齢者医療一人当たり医療費の都道府県順位
- 別紙 3 後期高齢者医療（医療給付費）の財源構成
- 別紙 4 賦課総額の算出方法の概要
- 別紙 5 被保険者人口推計
- 別紙 6 鳥取県後期高齢者医療保険料市町村別収納率
- 別紙 7 保険料に係る賦課総額の算出表
- 別紙 8 保険料構成比及び保険料（たたき台）算出表

◎24・25年度保険料たたき台

				現 在		新保険料(24・25年度)	
保険料率		収入区分		均等割	所得割	均等割	所得割
				40,773円	7.71%	42,057円	8.04%
(23年度からの増減)						1,284円	0.33%
保 険 料 額	単 身	年金収入80万円 (均等割:9割軽減) (所得割:なし)	/	4,077円	0円	4,205円	0円
		年金収入153万円 (均等割:8.5割軽減) (所得割:なし)	/	6,115円	0円	6,308円	0円
		年金収入173万円 (均等割:2割軽減) (所得割:5割軽減)	/	32,618円	7,710円	33,645円	8,040円
		年金収入211万円 (均等割:軽減なし) (所得割:5割軽減)	/	40,773円	22,359円	42,057円	23,316円
保 険 料 額	2人世帯 (被保険者2人)	年金収入80万円 (均等割:9割軽減) (所得割:なし)	収入80万円	4,077円	0円	4,205円	0円
			収入なし	4,077円	0円	4,205円	0円
		年金収入153万円 (均等割:8.5割軽減) (所得割:なし)	収入153万円	6,115円	0円	6,308円	0円
			収入なし	6,115円	0円	6,308円	0円
		年金収入173万円 (均等割:5割軽減) (所得割:5割軽減)	収入173万円	20,386円	7,710円	21,028円	8,040円
			収入なし	20,386円	0円	21,028円	0円
		年金収入211万円 (均等割:2割軽減) (所得割:5割軽減)	収入211万円	32,618円	22,359円	33,645円	23,316円
			収入なし	32,618円	0円	33,645円	0円

※被保険者より納入いただく保険料は均等割と所得割を足した金額の100円未満を切捨てます。

## 鳥取県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（案）について

### 《広域計画について》

- 地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき策定するもの。
- 後期高齢者医療制度の運営に当たって、広域連合と市町村が連携を図りながら処理する事項等について、基本的な方針を定めるもの。
- 広域計画は、議会の議決を経て策定し、広域連合と市町村は広域計画に基づいて事務を処理。

### 《第1次広域計画との相違点》

- 広域連合の行う事務（保険料の賦課及び徴収に関すること）に、「収納対策推進計画に基づき、市町村の保険料収納の取組みを支援」することを追加。
- 広域計画の期間について、「4年を単位に見直し」→「平成24年度から後期高齢者医療制度が廃止されるまでの期間」に変更。

### 《広域計画の概要》

#### 1 広域計画の趣旨

広域計画は、広域連合及び関係市町村が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

#### 2 広域計画で定める項目 **\*鳥取県後期高齢者医療広域連合規約 第5条に規定**

- ・後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
- ・広域計画の期間及び改定に関すること

#### 3 広域連合及び市町村が行う事務分担

- ・被保険者資格管理に関すること
- ・保険給付に関すること
- ・保険料の賦課及び徴収に関すること
- ・保健事業に関すること
- ・その他

#### 4 広域計画の期間及び改定

- ・広域計画の期間は、平成24年度から後期高齢者医療制度が廃止されるまでの期間

## 地方自治法（抜粋）

### 第291条の7（広域計画）

広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域連合は、広域計画を作成するに当たっては、第2条第4項の基本構想及び他の法律の規定にある計画であって当該広域計画の項目に関する事項を定めるものと調和がたもたえるようにしなければならない。

3 広域連合は、広域計画作成したときは、直ちに、これを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ公表するとともに、第284条第2項の例により総務大臣又は都道府県知事に提出にしなければならない。

## 広域連合規約（抜粋）

### 第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）

広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

（1） 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。

（2） 広域計画の期間及び改定に関すること。

# 鳥取県後期高齢者医療広域連合

## 第2次広域計画

平成24年4月

鳥取県後期高齢者医療広域連合

## 鳥取県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（案）

### はじめに

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の負担を明確にするとともに、財政基盤の安定を図り、公平でわかりやすい制度とする観点から、75歳以上の高齢者と65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方を対象とする独立した医療保険制度として創設され、平成20年4月1日から制度施行されました。

この制度では、都道府県を単位として全市町村で組織する広域連合がその運営を担うことになり、平成19年2月1日に鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

制度開始当初は周知が不十分であったこともあり、制度に対する数多くの問い合わせや相談、意見が寄せられましたが、保険料軽減の追加措置など様々な改善策の実施や各市町村の協力を得ながら制度の周知・広報を行った結果、現在では、制度に対する理解も深まり、高齢者を支える医療制度として安定・定着してきました。

一方、昨年末、国の高齢者医療制度改革会議は、後期高齢者医療制度を廃止し新たな制度を創設する方針を打ち出しましたが、野党などの反対に加え東日本大震災の影響で、法案の提出時期、成立の見通しは不透明になっています。

このような状況の中、ここに鳥取県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画を策定し、後期高齢者医療制度を適正かつ安定的に運用してまいります。

## 1 広域計画の趣旨

鳥取県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7の規定に基づくもので、後期高齢者医療制度に関する事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する県内全市町村（以下「市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について平成19年に策定された広域計画を受けて定めるものです。

## 2 広域計画で定める項目

広域計画は、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して、広域連合及び市町村が行う事務に関すること。
- （2）広域計画の期間及び改定に関すること。

## 3 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合と市町村は、後期高齢者医療制度の実施にあたり、協力して次の事務を行います。

### （1）被保険者資格管理に関すること

広域連合：被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、認定・交付を行います。

市町村：被保険者の資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を行い、これらの被保険者情報を広域連合へ送付します。

### （2）保険給付に関すること

広域連合：被保険者からの申請に対する支給決定等を行い、給付実績を一括管理します。

市町村：高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を行い、これらの申請等の情報を広域連合へ送付します。

### (3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合：市町村の持つ課税情報等を活用して、保険料の賦課決定を行うとともに、収納対策推進計画に基づき、市町村における保険料収納の取組みを支援します。

市 町 村：保険料の徴収（収納対策を含む。）及びその滞納整理等を行います。

### (4) 保健事業に関すること

広域連合は市町村と連携を取りながら、被保険者の健康増進のために必要な事業を行います。

### (5) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、市町村と広域連合が緊密に連携して行います。

## 4 広域計画の期間及び改定

第2次広域計画の期間は、平成24年度から後期高齢者医療制度が廃止されるまでの期間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。